

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
実施機関の名称	長沼町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課町民生活係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行うために利用する	
記録項目	1本籍、2筆頭者氏名、3氏名、4父母氏名及びその続柄、5養父母氏名及びその続柄、6夫妻の別、7生年月日、8出生事項、9婚姻等その他戸籍記載事項	
記録範囲	長沼町に本籍を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	戸籍法に基づく届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長沼町役場総務財政課総務係	
	(所在地) 〒069-1392 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目すべてにおいて戸籍法（昭和22年法律第224号）第5章に基づき訂正申請ができる又はしなくてはならない。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和7年8月1日

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
実施機関の名称	長沼町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課町民生活係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため利用する	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5戸籍の表示、6住民となった年月日、7住所及び住所を定めた日、8従前の住所、9個人番号、10その他住民基本台帳法第7条に定めのある事項	
記録範囲	長沼町に住所を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳法に基づく届出及び戸籍法に基づく届出、他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長沼町役場総務財政課総務係	
	(所在地) 〒069-1392 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日(最終修正日): 令和7年8月1日

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票システム（戸籍総合システム）	
実施機関の名称	長沼町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課町民生活係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳事務を行うため利用する	
記録項目	1戸籍の表示、2氏名、3住所、4住定年月日	
記録範囲	長沼町に本籍を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	本人または直系親族からの届出、他市町からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長沼町役場総務財政課総務係	
	(所在地) 〒069-1392 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和7年8月1日

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票	
実施機関の名称	長沼町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課町民生活係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録の記録及び管理を行うため利用する	
記録項目	1登録番号、2登録年月日、3廃止年月日、4氏名（旧氏の登録がある者は旧氏を含む）、5住所、6性別、7生年月日、8印影、9併記名、10抹消理由、11住民番号、12世帯番号、13再交付年月日、14登録証返納年月日、15代理届出人住所、16代理届出人氏名	
記録範囲	印鑑登録申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長沼町役場総務財政課総務係	
	(所在地) 〒069-1392 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和7年8月1日

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付管理ファイル	
実施機関の名称	長沼町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務住民課町民生活係	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの適正管理（保管・交付）のため利用する	
記録項目	1申請書ID、2氏名、3生年月日、4性別、5住所、6交付状況	
記録範囲	長沼町に住民登録を有し、個人番号カードを申請した者	
記録情報の収集方法	地方公共団体情報システム機構の通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 長沼町役場総務財政課総務係	
	(所在地) 〒069-1392 夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和7年8月1日